

「一般社団法人日本手外科学会」定款施行細則第9号
指導医制度細則

日本手外科学会専門研修指導医(以下「指導医」)とは、手外科専門医養成のための研修指導にふさわしい学識と経験と能力を具えた医師として学会が認定する医師である。指導医1名あたり、原則3名までの専攻医の指導が可能とする。

第1章 指導医の認定

(指導医の要件)

第1条 指導医は日本手外科学会が専門研修指導医規則に定める要件を全て満たすこと。その要件は下記のとおりである。

- 1 申請時において日本手外科学会会員であり、第3条第1項第3号に定める手外科学に関する研究・診療活動を行っていること
- 2 日本手外科学会の専門医であり、1回以上更新していること
- 3 日本整形外科学会あるいは日本形成外科学会の専門医であり、各基本領域学会に定める専門医制度を1回以上更新していること

(指導医申請及び資格審査)

第2条 審査は毎年1回行う。理事長は前年の9月末日までに、申請受付期間の期日を公示するものとする。

2. 指導医の認定を申請する者(以下「申請者」という)は、次の号に定める書類及び審査料(書類審査料 30,000円)を添えて、定められた期日までに専門医資格認定委員会に提出する。なお、一旦提出した審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

第3条 指導医の認定を申請するには、次の申請書類を専門医資格認定委員会・施設認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医認定申請書 兼 履歴書
 - (2) 勤務証明書
 - (3) 業績目録(申請時より遡って最近3年間での手外科領域の学会発表1回以上、あるいは和文・英文論文1編以上、主著・共著を問わない。査読の有無は問わず、論文が受理されれば可とする。)
2. 申請書・業績目録等の提出書類の書式は専門医制度委員会が作成し、理事会の承認を得て定める。

(指導医の認定および登録)

第4条 専門医資格認定委員会・施設認定委員会は毎年1回申請書類によって審査し、指導医の認定を行う。

2. 理事長は専門医資格認定委員会・施設認定委員会において指導医として認定されたものに対して、理事会の議を経て指導医認定証を交付する。

3. 事務局に指導医登録簿を置き、必要な事項を記載する。

4. 本証の有効期間は5年とする。

5. 資格決定通知発送後1年以内に登録手続きを完了しない場合は、資格決定は失効する。

6. 指導医が少数の都道府県では、当該都道府県にて勤務する専門医で日本手外科学会専門医資格認定委員会・施設認定委員会が認めた医師も准指導医として指導医と同等の資格を有する。准指導医は毎年の専門医資格認定委員会・施設認定委員会において、当該都道府県の指導医数、准指導医の業績と研修実績等を検討し、継続の有無を決定する。

第2章 指導医の資格更新

(指導医の資格更新)

第5条 指導医の資格は、資格取得後5年ごとに行われる指導医資格の更新に関する審査(以下「更新審査」という)により適格と判定された場合に更新される。

(指導医更新申請資格)

第6条 指導医資格の更新を申請する者(以下「更新申請者」という)は、申請時において指導医の要件を引き続き満たしていること。ただし 業績目録については申請時より遡って最近5年間での手外科領域の学会発表1回以上、あるいは和文・英文論文1編以上、主著・共著を問わない、とする。

(指導医更新申請及び更新審査)

第7条 更新審査は毎年1回行う。理事長は前年の9月末日までに、申請受付期間を公示するものとする。

2. 指導医の更新認定を申請する者(以下「申請者」という)は、次の各号に定める書類及び審査料30,000円を添えて、定められた期日までに専門医資格認定委員会・施設認定委員会に提出する。なお、一旦提出した審査料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

3. 指導医更新認定申請書等の書式は専門医制度委員会が作成し、理事会の承認を得て定める。更新審査は、専門医資格認定委員会・施設認定委員会が行う。

4. 疾病、不慮の事故、長期海外出張(留学を含む)、出産・育児など、やむを得ない事情により更新審査の申請ができない場合は、理事長に更新審査の猶予を申請することができる。猶予の

申請は、専門医資格認定委員会・施設認定委員会で審査し判定する。

5. 猶予の期間は原則1年とするが、専門医資格認定委員会・施設認定委員会が事情を勘案し、猶予期間の延長を判断する。

(指導医の更新認定及び登録)

第8条 理事長は、専門医資格認定委員会・施設認定委員会の審査結果に基づき更新が適当と認められた者に対して、理事会の議を経て認定し指導医資格決定通知を交付する。

2. 事務局に指導医登録簿を置き、必要な事項を記載する。

3. 指導医資格決定を受けた者に対して、本学会の指導医として登録し指導医認定証を交付する。

4. 資格決定通知発送後1年以内に登録手続きを完了しない場合は、資格決定は失効する。

第3章 指導医の資格喪失

第9条 指導医が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、専門医資格認定委員会・施設認定委員会及び理事会の議を経てその資格を喪失する。

(1) 指導医としての資格を辞退したとき

(2) 定款第9条の規定により会員としての資格を喪失したとき

(3) 基本領域学会専門医資格を喪失したとき

(4) 指導医としてふさわしくない行為があったとき

(5) 第6条に定める指導医資格の更新条件を満たさないとき

2. 資格喪失者は登録簿から削除される。また、認定証は速やかに返還するものとする。

3. 第1項第5号による資格喪失者の指導医再認定については、資格喪失日から2年以内に第6条に定める指導医更新要件を満たすことを必要とする。

附 則

1. この細則の変更は、理事会において行う。

2. この細則は、2021年3月12日から施行する。

3. この改正規定は、2021年5月31日より施行する。